

指定希少野生動植物の指定案について

1 指定希少野生動植物の指定について

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成18年大分県条例第14号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき指定するもの。

第9条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。

（第2項以下省略）

2 指定希少野生動植物の指定を行う種

大分県希少野生動植物保護基本方針に基づき、専門家の助言を受け動植物4種の指定案を作成した。

	分類群	種名	カテゴリー		大分県希少野生動植物保護基本方針第2の適用
			大分県	環境省	
植物	種子植物	カワツルモ	I B	準	(1) ア、イ、ウに該当 (2) ア、イ、ウに該当
動物	陸・淡水産貝類	タケノコギセル	I A	I	(1) ア、ウに該当 (2) ア、イ、ウに該当
	陸・淡水産貝類	ウブギセル	I B	II	(1) ア、イに該当 (2) ア、イ、ウに該当
	両生類	カスミサンショウウオ	II	II	(1) ウ、エに該当 (2) ア、イ、ウに該当

3 指定による行為の制限等

条例第9条第6項による指定の告示を行うことにより効力が発生する。（附則で施行日を設定することができる。）

効力の発生により、県民等には捕獲等の禁止等行為制限のほか、その個体を適切に取り扱うように努める義務が生じる。

◎【個体の所有者等の義務（条例第10条）・助言又は指導（条例第11条）・捕獲等の禁止（条例第12条）・所持等の禁止（条例第13条）・捕獲等の許可（条例第14条）・捕獲等の許可を受けた者に対する措置命令等（条例第15条）・報告徴収及び立入検査（条例第16条）・罰則：条例第12条から第16条の規定に違反した者は、その行為に応じて1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。】

4 現在の指定状況

平成18年12月26日 指定希少野生動植物11種（植物8種、動物3種）指定
 《植物》タマボウキ・チョクザキミズ・ナガバヒゼンマユミ・ヒメユリ・イワギリソウ・ヒゴタイ・ホウライクジャク・オオミズゴケ

《動物》カブトガニ・オオウラギンヒョウモン・クロシジミ

平成20年 3月28日 指定希少野生動植物2種（植物2種）指定

《植物》イワギク・ナゴラン

- 平成21年 3月31日 指定希少野生動植物2種（植物2種）指定
《植物》オトメクジャク・オグラセンノウ
- 平成22年 3月31日 指定希少野生動植物2種（植物1種、動物1種）指定
《植物》ヤツシロソウ
《動物》オンセンミズゴマツボ
- 平成24年 3月30日 指定希少野生動植物1種（動物1種）指定
《動物》ハッチョウトンボ
- 平成26年 5月 7日 指定希少野生動植物2種（動物2種）指定
《動物》クボハゼ、チクゼンハゼ
- 平成27年 3月31日 指定希少野生動植物1種（動物1種）指定
《動物》オナガラムシオイガイ
- 平成28年 7月29日 指定希少野生動植物4種（植物2種、動物2種）指定
《動物》フクジュソウ、オキナグサ、ハブタエムシオイ、オオイ
タシロギセル